

社会福祉法人慈生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 慈生会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第15条の規定に準ずる額
- (5) 常勤役員等が会議に出席又は職務のため出張したときは、別表第5に定める旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じ

て定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が会議に出席又は職務のため出張をしたときは、別表第5に定める旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づき役員報酬は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月8日の定時評議員会の終結時より施行する。これに伴い、従前の「社会福祉法人慈生会役員報酬規程」及び「社会福祉法人慈生会役員等旅費規程」は廃止する。

令和2年3月30日 一部改正（別表4、別表5）

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000円以内
常務理事	月額 700,000円以内
理事	月額 500,000円以内

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×1か月分

※ただし、法人及び施設等の業績等によっては支給しないことがある。

別表3（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。1か月未満は1か月に切り上げる。ただし、在任期間が1年に満たないときは支給しない。

別表4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
評議員会を除く会議・研修等への出席	5,000円
※評議員会と同日開催の理事会陪席の場合は支給しない	
※法人主催宿泊研修への出席の場合は支給しない	

(2) 理事

	日額
理事会への出席	10,000円
理事会を除く会議・研修等への出席 ※理事会と同日開催の評議員会陪席の場合は支給しない ※法人主催宿泊研修への出席の場合は支給しない	5,000円

(3) 監事

	日額
理事会又は評議員会への出席 ※理事会と評議員会が同日開催の場合は重複支給しない	10,000円
監事監査等（予備監査含む）への出席	10,000円
会計監査人との打ち合わせ ※理事会、評議員会と同日開催の場合は重複支給しない	10,000円
理事会・評議員会を除く会議・研修等への出席 ※法人主催宿泊研修への出席の場合は支給しない	5,000円

別表5（旅費）

交通費	最も経済的な通常の経路及び方法で旅行した場合の旅費により計算した額。 但し、理事会等会議に出席した時は定額3,000円、那須地区の研修・会議等に出席した時は定額13,000円とすることができる。
日当	5,000円（一日当たり） *通常の理事会、評議員会及び監事監査等の会議及び宿泊を伴わない会議・研修等への出席の場合は支給しない。
宿泊料	実費（主催者指定旅館）